

令和3年9月
令和3年第6回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号 件 名

報告第 9 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 10 号	令和 2 年度栃木市継続費精算報告書	別冊
報告第 11 号	令和 2 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊
報告第 12 号	一般財団法人栃木市農業公社の令和 2 年度事業状況報告書の提出について	別冊
議案第 89 号	令和 3 年度栃木市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 90 号	令和 3 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 91 号	栃木市蔵の街市民ギャラリー条例の制定について	3
議案第 92 号	栃木市公共施設整備等基金条例の制定について	4
議案第 93 号	栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例の制定について	5
議案第 94 号	栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定について	6
議案第 95 号	栃木市市民会議条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 96 号	栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 97 号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	15
議案第 98 号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 99 号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	29
議案第 100 号	字の区域の変更について	36
議案第 101 号	令和 2 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	42
議案第 102 号	令和 2 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	44
議案第 103 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	46
議案第 104 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	48
議案第 105 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	50

議案第 106 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	52
認定第 1 号	令和 2 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 2 号	令和 2 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 3 号	令和 2 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 4 号	令和 2 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 5 号	令和 2 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 6 号	令和 2 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	別冊
認定第 7 号	令和 2 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	別冊

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

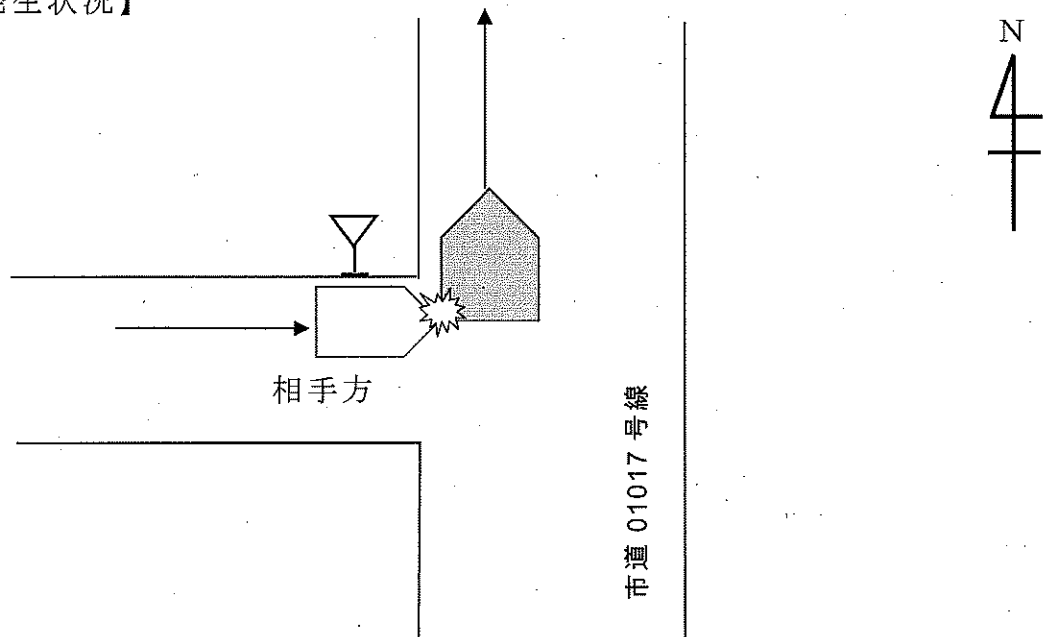
専決第 4 号

【事故発生場所】



国土地理院 HP (<http://www.gsi.go.jp/index.html>) より

【事故発生状況】



市道 0 1 0 1 7 号線を走行中、一時停止のある交差点から出てきた相手方自動車に、当方車両後部バンパー左側面に接触された。

栃木市蔵の街市民ギャラリー条例の制定について

提案理由

市民の芸術活動の促進及び地域の発展を図ることを目的として、栃木市蔵の街市民ギャラリーを設置するため、栃木市蔵の街市民ギャラリー条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(行財政改革推進課)

議案第 9 2 号

栃木市公共施設整備等基金条例の制定について

提案理由

公共施設の整備等に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市公共施設整備等基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 1 号と同じ。

(渡良瀬遊水地課)

議案第 9 3 号

栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例の制定について

提案理由

コウノトリの定着及び野外繁殖につながる環境の整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 1 号と同じ。

(保 育 課)

議案第 9 4 号

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定について

提案理由

栃木市いまいずみ保育園の後継となる民間保育所の設置及び運営を行う事業者の選定に係る審査を行う附属機関として、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会を設置するため、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 1 号と同じ。

(総務課)

議案第95号

栃木市市民会議条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

委員の委嘱又は任命の時期の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市市民会議条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

委員の任期を2年以内に改めること。(第4条関係)

〔参照条文〕

議案第91号と同じ。

議案第95号（総務課）

栃木市市民会議条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

（任期）

第4条 市民会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 略

改 正 案

(任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 略

栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及びデジタル庁設置法の制定に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市個人情報保護条例の一部改正

情報提供等記録の訂正の実施をした場合における通知の相手方及び引用条項を改めること。(第24条関係)

2 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

引用条項を改めること。(第1条及び第5条関係)

〔参照条文〕

議案第91号と同じ。

現 行

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

（情報提供等記録の提供先への通知）

第24条 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正】

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

改 正 案

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

(情報提供等記録の提供先への通知)

第24条 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正】

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

(職 員 課)

議案第 9 7 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の一部改正を踏まえ、職員が不妊治療及び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

特別休暇の休暇の原因及び休暇を与える期間を改めること。

(別表第 1 関係)

〔参照条文〕

議案第 9 1 号と同じ。

議案第97号（職員課）

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

現	行
別表第1（第14条関係）	
休暇の原因	休暇を与える期間
1～6 略	略
7 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回
8～15 略	略
16 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
17～23 略	略

改 正 案

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇の期間
1～6 略	略
7 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において6日の範囲内でその都度必要と認められる期間
8 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、 <u>出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</u>
9～16 略	略
17 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	一の年度において5日（その養育する <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
18～24 略	略

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 個人の市民税の非課税限度額等に関する規定の整備を行うこと。
(第24条、附則第5条関係他)
- 2 寄附金税額控除、医療費控除の特例に関する規定の整備を行うこと。
(第34条の7、附則第6条関係)
- 3 公布の日から令和6年1月1日まで3段階に分けた施行とすること。

〔参照条文〕

議案第91号と同じ。

現 行

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 略

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭

ア 略

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

改 正 案

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭

ア 略

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

現 行

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

ケ 略

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

(2) 略

2 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条に

改 正 案

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

ケ 略

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

(2) 略

2 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条

現 行

において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～17 略

改 正 案

において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～17 略

現

行

18 · 19 略

改 正 案

18 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

19・20 略

(建築指導課)

議案第99号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木インター産業団地地区計画の区域内における建築物の制限を定めるに
当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地区計画の区域内にお
ける建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決
を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に栃木イン
ター産業団地地区整備計画区域を加えること。(別表第1関係)
- 2 栃木インター産業団地地区整備計画区域における建築物の用途の制限等
を定めること。(別表第2関係)

〔参照条文〕

議案第91号と同じ。

議案第99号（建築指導課）

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

		現		行			
別表第1（第3条関係）							
地区整備計画区域		区域					
略		略					
大田和東地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木都市計画大田和東地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					
別表第2（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）							
地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの限度
略	略	略	略	略	略	略	略
大田和東地区整備計画区域	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） (2) 倉庫（ただし、法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） (3) 事務所 (4) 車庫 (5) 前各号の建築物に附属するもの			1,000平方メートル	地区境界線及び道路境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	地盤面から10メートル以上とする。

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

地区整備計画区域	区域
略	略
大田和東地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木都市計画大田和東地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
栃木インター産業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木都市計画栃木インター産業団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの限度
略	略	略	略	略	略	略	略
大田和東地区整備計画区域	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (ただし、法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く。) (2) 倉庫 (ただし、法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。) (3) 事務所 (4) 車庫 (5) 前各号の建築物に附属するもの			1, 000平方メートル	地区境界線及び道路境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	地盤面から10メートル以上とする。
栃木インター	A地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (ただし、廃棄物の処			3, 000平方	道路境界線までの距離は5	

現

行

改 正 案

<p>産業団 地地区 整備計 画区域</p>	<p>理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）</p> <p>(2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。）</p> <p>(3) 店舗（ただし、地区内で製造された工場製品の販売を目的とし、床面積が500平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(4) 事務所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。）</p>	<p>方メー トル</p>	<p>メートル以上とし、隣地境界線までの距離は2メートル以上とする。</p>
<p>B地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 工場（ただし、法別表第2（る）項第1号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）</p> <p>(2) 倉庫（ただし、法別表第2</p>	<p>1, 0 00平 方メー トル</p>	<p>道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。</p>

現

行

--	--	--	--	--	--	--	--	--

改 正 案

(る) 項第 2 号に掲げるもの
及び廃棄物の処理及び清掃に
関する法律に規定する廃棄物
の保管に供するものを除く。)

(3) 店舗、飲食店その他これら
に類する用途に供するもの
(ただし、政令第 130 条の
5 の 2 第 1 号又は第 130 条
の 5 の 3 第 2 号に掲げるもの
で、床面積が 500 平方メー
トル以下のものに限る。)

(4) 事務所

(5) 前各号の建築物に附属する
もの(ただし、廃棄物の処理
及び清掃に関する法律に規定
する廃棄物を処理する施設に
ついては、(1)に附属するもの
で、当該工場において生じた
廃棄物のみの処理に供するも
のに限る。)

字の区域の変更について

提案理由

平成27年5月21日付け栃木県指令都計第107号で認可のあった小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業の施行の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合しない字の区域が生じたため、字の区域の変更をすることについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令抜粋

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分で、旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第4項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第54条第4項（同法第89条の2第10項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理法第103条第4項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地区画整理法抜粋

（換地処分）

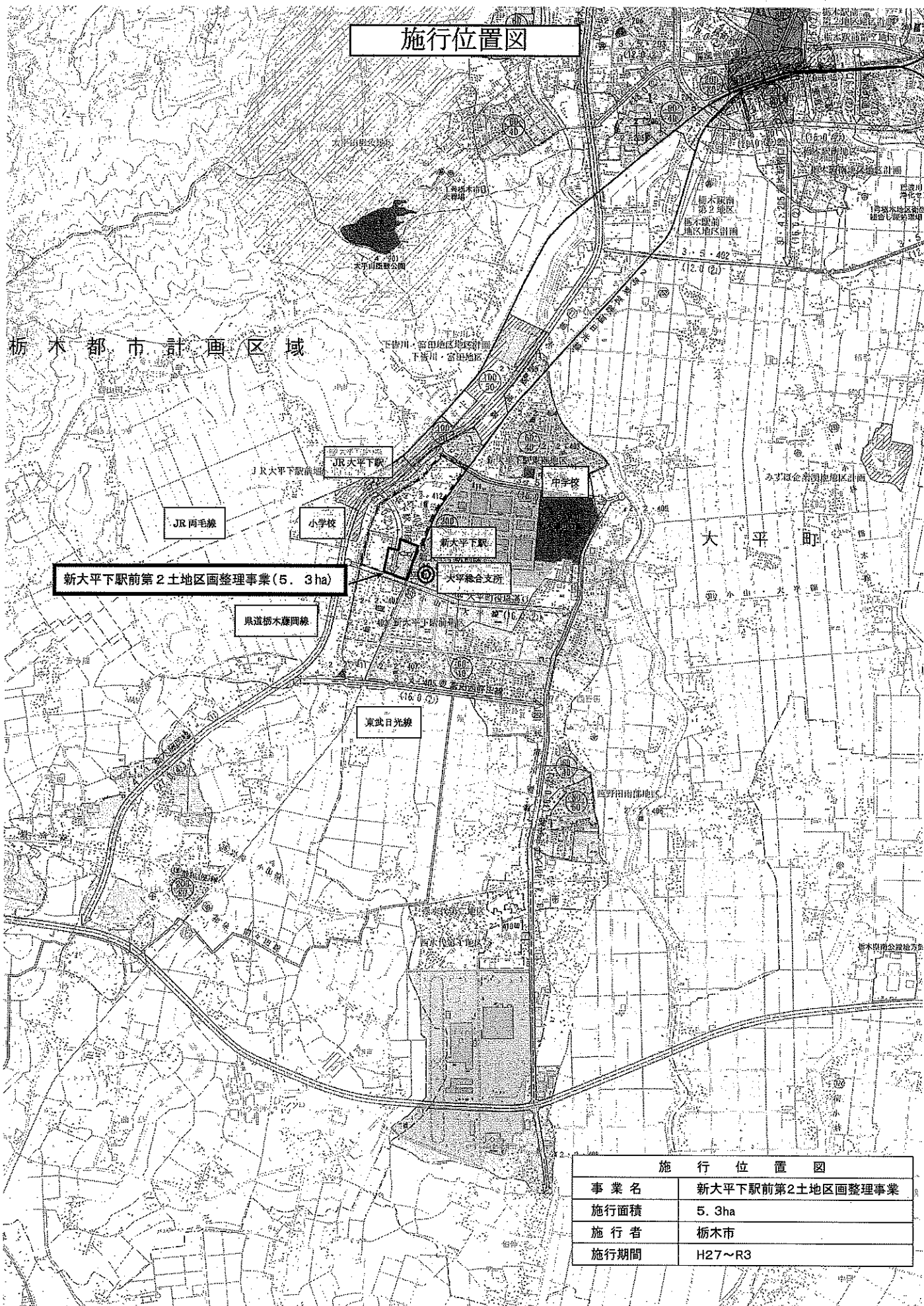
第103条 1・2略

- 3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

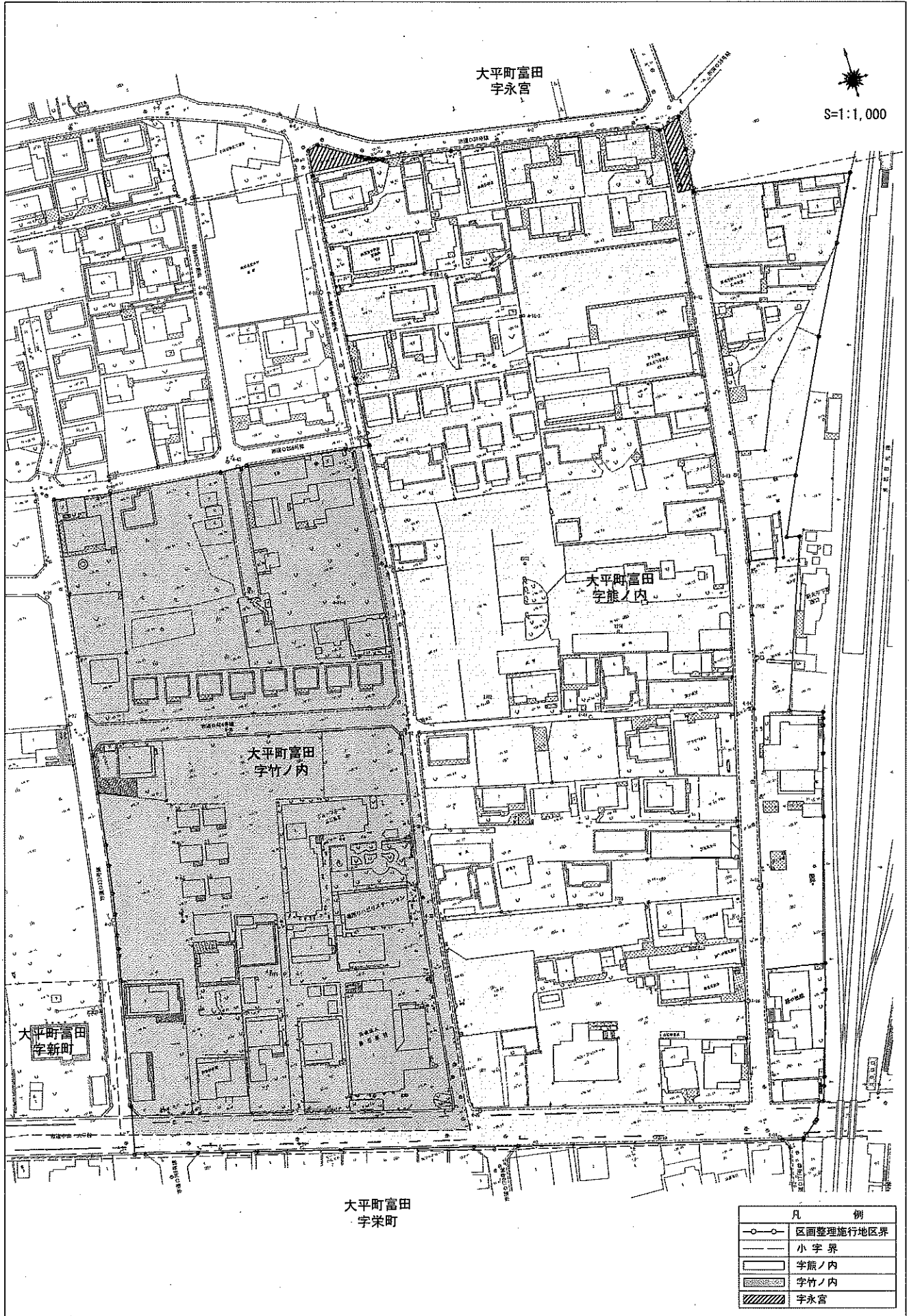
らない。

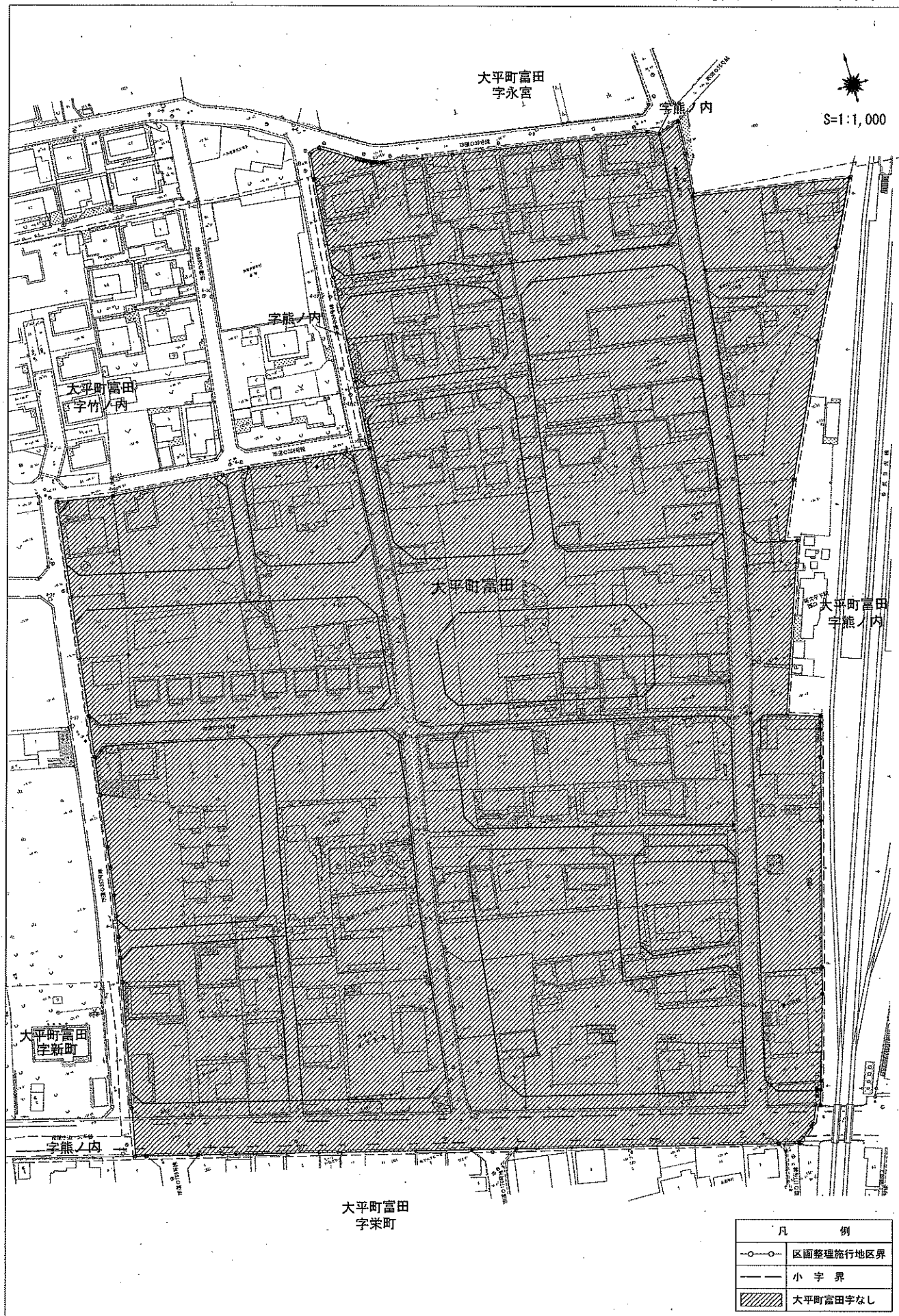
5 以下略

施行位置図



施行位置図	
事業名	新大平下駅前第2土地区画整理事業
施行面積	5.3ha
施行者	栃木市
施行期間	H27~R3





(上下水道総務課)

議案第101号

令和2年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和2年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金1,408,341,869円のうち1,193,464,118円を資本金に組入れ、214,877,751円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方公営企業法抜粋

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

令和 2 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,680,448,573	31,032,912	1,408,341,869
議会の議決による処分額	1,193,464,118	0	△ 1,408,341,869
資本金	1,193,464,118	0	△ 1,193,464,118
減債積立金	0	0	△ 214,877,751
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	12,873,912,691	31,032,912	(繰越利益剰余金) 0

(上下水道総務課)

議案第102号

令和2年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和2年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金376,446,581円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

令和 2 年度 栃木市下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,430,706,875	212,356,648	376,446,581
議会の議決による処分数	0	0	△ 376,446,581
資本金	0	0	0
減価積立金	0	0	△ 376,446,581
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	13,430,706,875	212,356,648	(繰越利益剰余金) 0

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、佐山和江氏が令和3年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

佐山和江氏の略歴

住 所 栃木市倭町11番6号

生年月日 昭和29年6月3日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、臼井春江氏が令和3年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第103号と同じ。

白井春江氏の略歴

住 所 栃木市尻内町665番地4

生年月日 昭和32年2月9日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第105号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、大阿久功子氏が令和3年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

議案第103号と同じ。

大 阿 久 功 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市西方町金井292番地2

生年月日 昭和31年3月29日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第106号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、菊地由起氏が令和3年12月31日をもって任期満了となるので、石塚和子氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第103号と同じ。

石 塚 和 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町西水代1643番地3

生年月日 昭和34年12月7日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

